

盛岡地方振興局長告示第8号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成19年1月19日

盛岡地方振興局長 千葉英寛

1 福祉用具貸与事業

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0372101154	シルバーレンタルサービス盛岡	岩手郡雫石町源大堂50番地6	盛岡市上田一丁目1番30号	平成18年12月1日

2 特定福祉用具販売事業

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0372101154	シルバーレンタルサービス盛岡	岩手郡雫石町源大堂50番地6	盛岡市上田一丁目1番30号	平成18年12月1日